

令和7年7月1日

令和7年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

ページ

I	「新かながわランドデザイン 評価報告書2024」について……………	1
II	令和6年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する 調査結果について……………	5
III	教員の働き方改革の推進について……………	9
IV	令和9年度全国高等学校総合体育大会神奈川県実行委員会の設立について……………	11
V	令和6年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査結果等について……………	14

I 「新かながわグランドデザイン 評価報告書2024」について

1 趣旨

令和6年3月に策定した「新かながわグランドデザイン 実施計画」に係る取組状況について政策評価を行い、その結果を公表するとともに、県民からの意見を募集し、寄せられた意見を政策運営の改善に活用するため、「新かながわグランドデザイン 評価報告書2024」を作成する。

2 経過

- ・ 令和6年11月22日開催の総合計画審議会にて「新かながわグランドデザイン 実施計画」の進行管理について審議し、了承された。
- ・ 令和7年6月6日開催の総合計画審議会にて令和6年度の評価結果について整理した「新かながわグランドデザイン 評価報告書2024」を審議し、了承された。

3 特徴

- ・ 県の重点施策を分野横断的に取りまとめた13のプロジェクトについて、県の事業部局による一次評価を行い、その上で、政策評価の客観性を確保するため、総合計画審議会が第三者の立場から二次評価を行った。
- ・ 各プロジェクトの進捗状況について、毎年度の目標値を設定しているKPIの達成状況に加え、事業の取組状況、関連する統計データ、指標の動向や社会環境の変化などを踏まえ、総合的に分析を行った。
なお、関連する統計データは、ロジックモデルを意識した上で、できる限り、全国や他団体との比較が可能なデータを選定した。
- ・ 県民に分かりやすく示すため、「順調に進んでいる」、「概ね順調に進んでいる」、「やや遅れている」、「遅れている」の4段階で、評価結果を示すとともに、今後対応が求められる課題や対応の方向性を整理した。

4 プロジェクトの最終評価結果（総合計画審議会による二次評価）

13のプロジェクトのうち、プロジェクト全体の進捗状況が「順調に進んでいる」は5、「概ね順調に進んでいる」は7、「やや遅れている」は1、「遅れている」は0であった。

No.	プロジェクト名	二次評価
テーマⅠ 希望の持てる神奈川		
1	子ども・若者	概ね順調に進んでいる
2	教育	順調に進んでいる
3	未病・健康長寿	概ね順調に進んでいる
4	文化・スポーツ	概ね順調に進んでいる
5	観光・地域活性化	順調に進んでいる
テーマⅡ 持続的に発展する神奈川		
6	経済・労働	順調に進んでいる
7	農林水産	順調に進んでいる
8	脱炭素・環境	概ね順調に進んでいる
テーマⅢ 自分らしく生きられる神奈川		
9	生活困窮	概ね順調に進んでいる
10	共生社会	やや遅れている
テーマⅣ 安心してくらせる神奈川		
11	くらしの安心	概ね順調に進んでいる
12	危機管理	順調に進んでいる
テーマⅤ 神奈川を支える基盤づくり		
13	都市基盤	概ね順調に進んでいる

5 公表

- ・ 今後、評価報告書の内容を公表、県民の意見を募集（令和8年1月31日まで）し、寄せられた意見等を計画推進の参考にする。
- ・ 評価報告書は、県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。
- ・ また、概要版を県政情報センター、県主催イベント、コンビニエンスストアなどで配布する。

【参考】総合計画審議会の評価結果一覧 <「参考資料1」参照>

テーマ	プロジェクト名	総合計画審議会による二次評価のポイント
I 希望の持てる神奈川	1 子ども・若者	概ね順調に進んでいます。 待機児童問題については、過去から継続して取り組んでいるにも関わらず、未だ解消に至っていないため、今後の動向を注視する必要があります。一方、子育てしやすい環境づくりの推進や、保護者の目線に立った子育て支援情報の発信といった取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。
	2 教育	順調に進んでいます。 キャリア教育やグローバル人材の育成に向けた取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。
	3 未病・健康長寿	概ね順調に進んでいます。 「「かながわ治療と仕事の両立推進企業」認定企業数」や「心血管疾患リハビリテーション実施件数」などが目標に達していないが、関連する統計データの「がん検診受診率」が増加傾向にあり、がん対策の推進が図られていることや「チームオレンジ」の設置数が増加し、認知症とともに生きる社会づくりといった取組が予定どおりに進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。
	4 文化・スポーツ	概ね順調に進んでいます。 スポーツ実施率にかかわる指標は現況値を下回っていますが、文化芸術の鑑賞・発表機会の提供に係る取組が予定どおり進捗しているほか、「県民スポーツ月間の参加者数」が増加していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。
	5 観光・地域活性化	順調に進んでいます。 移住・定住の促進における施策では、都心回帰の傾向が強まっているなどの課題が残っていることから県による一次評価では「概ね順調に進んでいる」としているものの、「移住・定住関連のウェブサイトのページビュー数」などが目標に達していること、また、観光の振興に向けた取組が予定どおり進捗していることなどから、「順調に進んでいる」と評価します。なお、移住・定住については、今後の都心回帰の傾向を注視する必要があります。
II 持続的に発展する神奈川	6 経済・労働	順調に進んでいます。 「さがみロボット産業特区」の取組や県外・国外からの企業誘致といった取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。
	7 農林水産	順調に進んでいます。 「スマート農業技術の導入経営体数」や、農地集積といった生産性を高める取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。
	8 脱炭素・環境	概ね順調に進んでいます。 県内の温室効果ガスの排出量は減少傾向にあります。このままの削減ペースでは2030年度の目標達成は困難であり、今後の動向を注視する必要があります。一方、「新車乗用車販売数に占める電動車の割合」が増加傾向で人流・物流の脱炭素化の取組や、県有施設の再生可能エネルギーの導入・利用など県庁による率先した取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。

テーマ	プロジェクト名	総合計画審議会による二次評価のポイント
Ⅲ 自分らしく生きられる神奈川	9 生活困窮	概ね順調に進んでいます。 「生まれ育った環境にかかわらず誰もが夢や希望を持てる社会だ」と思う人の割合などの指標が悪化しているが、子ども・若者の居場所や見守り拠点の整備、ひとり親家庭や困難な問題を抱えた女性等への支援体制の整備といった取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。
	10 共生社会	やや遅れています。 指標の動向が全体的に悪化していることに加え、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及啓発や障がい児・者が望むくらしの実現に向けた取組に遅れが出ていることなどから、県の一次評価は妥当であり、「やや遅れている」と評価します。
Ⅳ 安心してくらしらせる神奈川	11 くらしの安心	概ね順調に進んでいます。 安心してくらしらせる神奈川を目指す中、「自主防犯活動団体の登録数」などが目標に達していないが、犯罪被害者等への支援や交通事故防止対策、消費者トラブルの未然防止といった取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。
	12 危機管理	順調に進んでいます。 ビッグレスキューの実施などによる災害救助対応力の強化や、緊急一時避難施設の指定促進といった国民保護対策のほか、大規模災害時における応急対応機能の確保といった取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。
Ⅴ 神奈川を支える 基盤づくり	13 都市基盤	概ね順調に進んでいます。 「自動車専用道路などの供用箇所数」が目標に達していないが、指標の動向は改善傾向にあり、また、鉄道駅におけるホームドアの設置や、県営住宅の建替えといった誰もが安心してくらしらせる住宅の確保の取組が予定どおり進捗していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。

Ⅱ 令和6年度学校生活全般におけるセクシュアル・ハラスメントの実態把握に関する調査結果について

1 調査の概要

(1) 調査の目的

県立学校におけるセクハラ防止に向けて、教職員及び生徒のセクハラに関する理解を深めるとともに、セクハラの実態を把握し、被害に対応する。

(2) 調査対象等

ア 県立高等学校（全課程）134校、県立中等教育学校（後期課程）2校、県立特別支援学校（高等部）29校の全ての生徒及び教職員（外部指導者を含む）

イ 調査対象人数は、生徒約116,000人、教職員等約16,000人

ウ 調査内容

(ア) 生徒自身が受けたセクハラの実態

(イ) 生徒が実際に見たり相談されたりした、他の生徒が受けたセクハラ被害の実態

(ウ) 学校生活以外のセクハラで悩んでいた、困っていたりする生徒の実態等

(エ) 学校生活全般における教職員等による児童・生徒へのセクハラの有無と実態

(3) 調査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（7月と12月の年2回に分けて調査実施）

(4) 調査方法

ア 生徒はスマートフォン等から回答するか、回答用紙を県教育委員会に郵送（無記名回答も可）

イ 教職員等は、原則、回答用紙に記名の上で校長に提出。令和6年度調査から自分以外の教職員等の行為についての回答は無記名での提出も可

2 調査の結果（概要）

(1) 生徒を対象とした調査

ア 被害状況

(ア) 被害の内訳

令和6年度				令和5年度			
自分自身の被害	他の生徒の被害	学校生活外の悩み	計	自分自身の被害	他の生徒の被害	学校生活外の悩み	計
91	81	33	205	99	74	65	238

(イ) 「自分自身が被害を受けた」の行為者及び被害内容 (被害内容は複数回答可)

行為者 (下段：人数)	令和6年度					令和5年度				
	先生	生徒	部活動の指導者	その他	計	先生	生徒	部活動の指導者	その他	計
被害内容	36	50	1	4	91	43	45	3	8	99
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送られた	0	6	0	0	6	0	13	0	0	13
携帯電話などで性的なメッセージや画像を送るよう迫られた	0	2	0	0	2	0	6	0	0	6
性的なからかいや冗談などを言われた	14	20	0	2	36	12	12	0	0	24
必要もないのに体を触られた	12	22	0	2	36	15	17	1	0	33
キスや性的な関係を求められた	0	7	0	0	7	0	6	0	0	6
着替え中に部屋に入ってきた	4	5	0	0	9	4	3	0	2	9
「女(男)にはまかせられない」「男(女)らしくない」など性別により決めつけられた	5	4	0	0	9	6	6	0	0	12
その他	15	15	1	0	31	16	9	2	6	33
件数合計（延べ）	50	81	1	4	136	53	72	3	8	136

※ 行為者「その他」の具体的内容
地域の人、OBボランティア、答えたくない

イ 被害の回答に対する当該校の調査結果

(ア) 先生を行為者とする被害の特定状況

	令和6年度	令和5年度
特定件数	45(30人)	35(30人)
回答件数	82	83
特定率	54.9%	42.2%

※ 同一人物に複数の回答がある場合があり、特定件数と人数が不一致

(イ) 当該校の対応

当該校の校長に対して事実確認等の調査及び対応を依頼し、校長は、加害教職員が判明した場合は当該教職員に直接指導し、判明しなかった場合も全教職員や生徒に対する注意喚起等を行った。

(2) 教職員等を対象とした調査

ア 回答状況

	令和6年度	令和5年度
回答のあった学校数	3	5
本人の申告	0	1
他教職員からの目撃情報等 (そのうち、無記名の回答)	5 (2)	5 (-)

※ 無記名回答は、令和6年度調査から実施

イ セクハラ行為の内容（複数回答あり）

「生徒との距離感の近さ」1件、「必要のない身体接触」1件、「不適切な指導方法（1対1など）」1件、「その他」2件

3 総括

- 「自分自身が被害を受けた」の行為者は、先生（教職員）が減少（43件→36件）した一方で、生徒は増加（45件→50件）
- 「自分自身が被害を受けた」の具体的な内容は、「性的なからかいや冗談などを言われた」、「必要もないのに体を触られた」とする回答の合計が過半数を占めている。
- 「自分自身が被害を受けた」と回答した性別属性について、女子生徒の被害件数（複数回答あり）が減少（96件→80件）する一方で、男子生徒の被害件数が増加（30件→42件）
- 「先生を行為者」とする被害で特定された教職員の年代属性について、60代以上が半数近くを占めている。

4 今後の対応

県立学校におけるセクハラを許さない学校風土づくり、人権教育の一層の推進に向けて、総合教育センターで実施する研修等や今回の調査結果及び調査結果に基づく具体例などを示した「神奈川県教育委員会不祥事防止職員啓発・点検資料」を活用した校内研修等を行い、教職員のセクハラ未然防止に向けた意識啓発を行う。

また、啓発資料等を活用して、「生命（いのち）の安全教育」の視点を踏まえつつ、セクハラ行為についての生徒の意識向上を図るとともに、被害を受けた場合の相談方法や相談窓口の周知等を行う。

Ⅲ 教員の働き方改革の推進について

令和7年3月に改定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針（以下、「指針」という。）」に基づき、県教育委員会と県域の市町村教育委員会が一体となって、働き方改革を加速化し、子どもたちへのより良い教育を実現していく。

1 指針の概要

(1) 指針の性格及び対象期間

ア 指針の性格

教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や、取組の方向性を示す。

イ 対象期間

令和11年度までの概ね5年とする。ただし、令和7年度から9年度までの3年間を「重点改革期間」に設定し、市町村への強力な支援などにより、目標の早期達成を目指す。

(2) 目標

ア 長時間勤務の是正

(ア) 時間外在校等時間 月45時間超の教員の割合 0%

(参考) 令和6年度実績	県立学校		市町村立学校(政令市除く)	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
	12.8%	5.3%	23.6%	39.6%

(イ) 時間外在校等時間 年360時間超の教員の割合 0%

(参考) 令和6年度実績	県立学校		市町村立学校(政令市除く)	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
	26.8%	12.5%	48.2%	56.1%

イ ウェルビーイングの向上

(ア) 「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合 80%以上

(参考) 令和6年度実績	県立学校	
		72.3%

(イ) 「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合 80%以上

(参考) 令和6年度実績	県立学校	
		86.0%

(3) 県・市町村教育委員会の重点取組

ア 業務の削減・見直し

イ 校務DXの加速化

ウ 組織的な支援体制の充実

エ P D C Aサイクルの構築

2 令和7年度の主な取組

(1) 市町村立学校働き方改革加速化補助金

市町村立学校における働き方改革を加速させるため、市町村が取り組む教員の働き方改革に関する事業に対して補助金を交付する。

実施期間	令和7年度から9年度（3年間限定）
予算額	340,500千円（3年総額約10億円規模を想定）
対象市町村	政令市を除く30市町村
補助対象事業	新規事業又は拡充事業
補助率	3,000千円までは10/10 3,000千円を超える額については原則1/2

(2) 県立学校における校務DXの加速化に係る取組

学校と保護者との連絡手段をICT化するなど、校務DXにより業務の効率化を推進する。

ア 学校・家庭連絡システムの導入

学校と保護者との間の迅速な連絡・情報共有を図るため、学校・家庭連絡システムを開発し導入する。

イ 高等学校採点システムの導入

教員の定期テスト等の採点業務の効率化を図るため、採点システムを開発し導入する。

ウ 勤務時間管理システムの改修

時間外在校等時間が規則上限を超えた場合に、該当職員に対して注意喚起等を行えるようにするため、勤務時間管理システムを改修する。

(3) 県立学校問題解決サポートダイヤルの設置

保護者・地域住民等からの過剰な要望や苦情など、県立学校や教員が対応に苦慮している困難な問題について、学校に代わって校長経験者が電話相談を受け、解決に向けてサポートする。（相談日は週3日（月、火、金））

(4) 教員の意見を聞く仕組みの構築

教員の働き方改革を実効性あるものとするため、県立学校において実施している意識調査を市町村立学校においても実施するなど、教員の意見を聞く仕組みを構築する。

IV 令和9年度全国高等学校総合体育大会神奈川県実行委員会の設立について

1 趣旨

高校生最大のスポーツの祭典である全国高等学校総合体育大会は、学校教育活動の一環として生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的として開催され、大きな成果を挙げてきた。

本県での大会開催に当たり、高校生をはじめ県民にとってより有意義な大会として成功させるため、会場地市町村をはじめとする多くの関係機関・団体の参画のもと、開催準備および大会運営に万全を期すことを目的とし、「令和9年度全国高等学校総合体育大会神奈川県実行委員会」を設立する。

2 令和9年度全国高等学校総合体育大会の組織体制について（案）

(1) 神奈川県実行委員会組織

令和9年度全国高等学校総合体育大会の開催準備および実施・運営に関する業務を行うため、次のとおり組織を構成する。

ア 神奈川県実行委員会

イ 専門部会

ウ 神奈川県実行委員会事務局

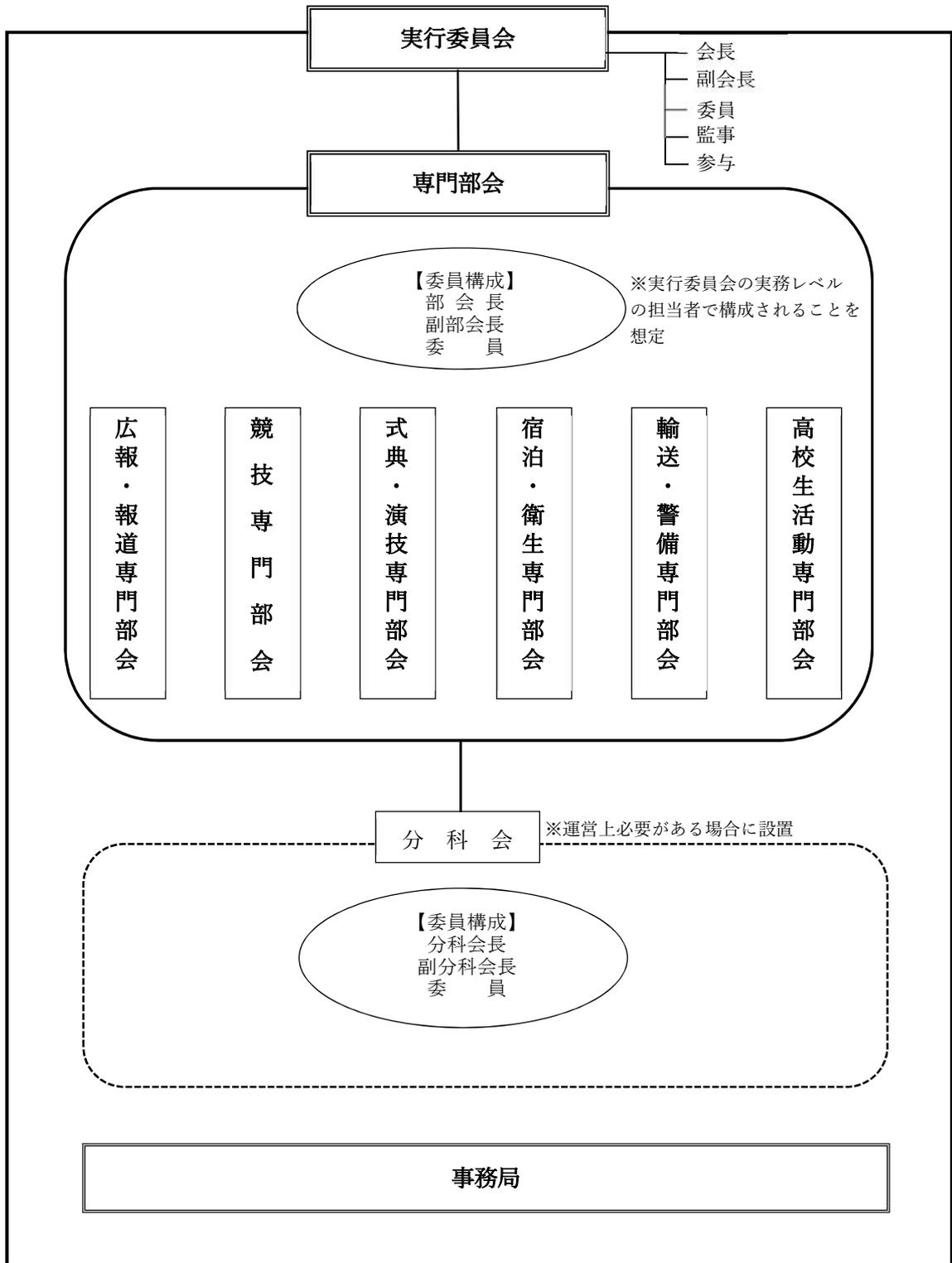
(2) 各組織の役割

各組織の役割は、次のとおりとする。

神奈川県実行委員会	○大会の企画運営 ○運営方針、計画等の決定
専門部会	○実行委員会決定事項の執行 ○実務レベルでの方針決定
神奈川県実行委員会事務局	○実行委員会事務の処理 ○担当者レベルでの検討・調整

参考

令和9年度全国高等学校総合体育大会神奈川県実行委員会 組織図 (案)



令和9年度全国高等学校総合体育大会神奈川県実行委員会委員構成（案）

会 長	副 会 長	監 事
神奈川県知事	神奈川県議会議長 神奈川県教育委員会教育長	神奈川県教育委員会教育局行政部財務課長 (公財) 神奈川県スポーツ協会事務局長

委 員

<p style="text-align: center;">県 (4)</p> 神奈川県議会文教常任委員会委員長 神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ担当局長 神奈川県警察本部交通部長 神奈川県警察本部警備部長	<p style="text-align: center;">会場地市町村 (7)</p> 横浜市長 藤沢市長 川崎市長 愛川町長 相模原市長 清川村長 平塚市長
<p style="text-align: center;">学校 (2)</p> 神奈川県立学校長会議議長 神奈川県高等学校文化連盟会長	<p style="text-align: center;">スポーツ (6)</p> (公財) 神奈川県スポーツ協会会長 開催種目競技団体会長 (5)
	<p style="text-align: center;">県高体連 (6)</p> 神奈川県高等学校体育連盟会長 神奈川県高体連開催種目競技専門部長 (5)

参 与

<p style="text-align: center;">学校 (5)</p> 神奈川県市立高等学校長会会長 (一財) 神奈川県私立中学高等学校協会理事長 神奈川県立高等学校PTA連合会会長 神奈川県中学校体育連盟会長 神奈川県公立中学校長会会長	<p style="text-align: center;">宿泊・衛生・医療 (10)</p> 神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 (一社) 日本旅行業協会関東支部神奈川県支部支部長 (公社) 神奈川県医師会理事 (公社) 神奈川県病院協会会長 (公社) 神奈川県歯科医師会常任理事 (公社) 神奈川県薬剤師会常務理事 (公社) 神奈川県看護協会会長 日本赤十字社神奈川県支部事務局長 (公社) 神奈川県食品衛生協会会長 (公社) 神奈川県栄養士会会長
<p style="text-align: center;">スポーツ (1)</p> 神奈川県スポーツ推進審議会会長	<p style="text-align: center;">輸送 (2)</p> (一社) 神奈川県バス協会会長 (一社) 神奈川県タクシー協会会長
<p style="text-align: center;">経済 (3)</p> 神奈川県商工会連合会長 (一社) 神奈川県商工会議所連合会会頭 (公社) 神奈川県観光協会・かながわDMO会長	<p style="text-align: center;">消防 (1)</p> 神奈川県消防長会会長
<p style="text-align: center;">報道 (4)</p> NHK横浜放送局長 株式会社読売新聞横浜支局長 株式会社神奈川新聞社統合編集局運動部長 株式会社テレビ神奈川報道局スポーツ部長	

計 56 名

V 令和6年度学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査結果等について

1 県立学校における体罰等調査

(1) 調査の目的

県立学校における体罰等の実態を把握し、具体的な事案に対しては適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境を整備する。

(2) 調査対象等

高等学校、中等教育学校、特別支援学校のすべての児童・生徒（約119,500人）及び保護者、教職員等（外部指導者を含む）（約16,000人）

(3) 調査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 調査方法

ア 児童・生徒及び保護者は、スマートフォン等から回答するか、回答用紙を県教育委員会に郵送（ともに無記名回答可）

イ 教職員等は、原則、回答用紙に記名の上で校長に提出

(5) 調査の結果

調査によって把握した体罰等事案の状況

	調査対象	体罰	不適切な指導
6年度	児童・生徒及び保護者	2	16
	教職員等	0	7
	合計	2	23
(参考) 5年度	児童・生徒及び保護者	0	
	教職員等	1	
	合計	1	

※ 「不適切な指導」は令和6年度から調査開始

令和6年度の体罰等の事例（県立学校）

【体罰】

○ 児童・生徒及び保護者からの申告

- ・ 授業中、プリントを乱暴に取った生徒を指導する際、廊下に連れ出そうとして、右腕を掴んで引っ張り、当該生徒はよろけて右後頭部と肩をロッカーにぶつけた。
- ・ 部活動の練習試合中、生徒と言い合いになり、右手で当該生徒の右肩を押した。

【不適切な指導】

- ・ 授業中、別の教科に取り組んでいた生徒を指導する際、当該生徒から反発を受けたため、黒板を平手で叩き、大声で怒鳴った。
- ・ 授業中、私語をやめない生徒に対して「目障り」と発言した。

2 市町村立学校（政令3市を除く）における体罰等調査

(1) 調査対象等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のすべての児童・生徒（約223,100人）及び保護者、教職員等（約18,500人）

(2) 調査対象期間

令和6年4月1日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日まで

(3) 調査の結果

調査によって把握した体罰等事案の状況

	調査対象	体罰	不適切な指導
6年度	児童・生徒及び保護者	1	85
	教職員等	3	19
	合計	4	104
(参考) 5年度	児童・生徒及び保護者	0	
	教職員等	0	
	合計	0	

※ 「不適切な指導」は令和6年度から調査開始

令和6年度の体罰等の事例（市町村立学校）

【体罰】

- 児童・生徒及び保護者からの申告
 - ・ 部活動中、マナー違反があったことに対する指導として、グラウンドを30分ほど走らせた。
- 教職員等からの申告
 - ・ 休み時間、友達とのトラブルについて再三注意していた児童が当該教諭との約束を破ったため、児童の頭を素手で1回叩いた。
 - ・ 指導中、責任転嫁をし、自己の責任を認めようとしなかった生徒に対して左肩や左頬を叩き、下腹部に膝蹴りをした。
 - ・ 友人間のトラブルがあった児童の腕を引っ張って相手の児童のところへ連れていき、一方的に叱り謝罪させた際に頭を叩いた。また、指導に従わなかった児童の後頭部を平手で1回叩いた。

【不適切な指導】

- ・ 授業中、児童に対して「水泳はできるけど、かけ算はできないね」と発言した。
- ・ 塾で部活動を早退する生徒に対して「早退するのであれば背番号を返せ」と発言した。
- ・ 授業中、指示を聞かない児童に対して指導する際、近くの台を蹴った。

3 令和6年度の体罰事案の状況

今回の体罰等調査によって把握した事案6件（県立学校2件、市町村立学校4件）を加え、16件（県立学校8件、市町村立学校8件）であった。

(1) 県立学校

場面 \ 校種	6年度				(参考)	
	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計	5年度	4年度
授業中	1(1)	0	0	1(1)	1(1)	1
部活動中	6(1)	0	0	6(1)	3	1
特別活動中 (部活動以外)	0	0	0	0	1	1(1)
その他 (昼休み・放課後等)	1	0	0	1	1	1
合計	8(2)	0	0	8(2)	6(1)	4(1)

※ 括弧書きは体罰等調査で把握した件数（内数）

※ 令和6年度の部活動中6件について、「令和5年度以前に発生し、令和6年度に体罰と認定した事案」4件を含む。

(2) 市町村立学校

場面 \ 校種	6年度				(参考)	
	小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	合計	5年度	4年度
授業中	1	0	0	1	2	2
部活動中	0	2(1)	0	2(1)	2	0
特別活動中 (部活動以外)	0	0	0	0	0	0
その他 (昼休み・放課後等)	3(2)	2(1)	0	5(3)	3	1
合計	4(2)	4(2)	0	8(4)	7	3

※ 括弧書きは体罰等調査で把握した件数（内数）

(3) 総合計

場面 \ 年度	6年度	(参考)			
		5年度	4年度	3年度	2年度
授業中	2(1)	3(1)	3	5(2)	5
部活動中	8(2)	5	1	3	4(2)
特別活動中 (部活動以外)	0	1	1(1)	1	0
その他 (昼休み・放課後等)	6(3)	4	2	0	4
合計	16(6)	13(1)	7(1)	9(2)	13(2)

※ 括弧書きは体罰等調査で把握した件数（内数）

4 総括

(1) 県立学校

部活動中における体罰は前年度の3件から6件に増加した。また、授業中における体罰、その他（昼休み・放課後等）における体罰は、いずれも前年度と同じ1件であった。また、特別活動中における体罰は前年度の1件から0件に減少した。

(2) 市町村立学校

その他（昼休み・放課後等）における体罰は前年度の3件から5件に増加した。また、部活動中における体罰は前年度と同じ2件、特別活動中における体罰は前年度と同じ0件であった。また、授業中における体罰は前年度の2件から1件に減少した。

5 今後の対応

今後も体罰等の根絶に向けて、継続的に取組を進める必要がある。

各学校では、児童・生徒指導や部活動において、体罰等の未然防止のための環境整備や体罰防止リーフレットの活用、人権教育研修の実施等を行い、体罰等を許さない学校風土づくりに努める。

また、令和6年度の体罰事案及び不適切な指導事案の事例について、各学校へフィードバックすることにより、教職員の意識啓発を図る。

なお、今回の調査結果を見ると、部活動中における体罰が多くなっていることから、引き続き、部活動担当の教員が参加する会議などにおいて、体罰等の防止について周知徹底していく。